

道徳の複数性について

— 道徳的正しさの観点から整理した道徳の4つの体系の素描 —

琉球大学 上地 完治

キーワード：道徳の複数性、リベラリズム道徳、共同体道徳、ケア倫理学、道徳的正しさ

はじめに

2022年2月23日に実施された日本道徳教育方法学会の第3回オンラインセミナーにおいて松下氏は、道徳には根本的に異質な二種類の普遍的な体系が存在していると述べて、道徳の複数性に言及した¹⁾。このセミナーでは道徳の複数性として「伝統的道徳」と「リベラリズム道徳」が取り上げられ、道徳教材「お母さんのせいきゅう書」の実践事例を用いてこの2つの体系の異質性が具体的に紹介されたことで、道徳の複数性というテーマが参加者の関心を集めた²⁾。

「公教育としての道徳教育—何について『考え、議論する』のか—」というオンラインセミナーのタイトルが示しているように、当日の松下氏の講演は「道徳とは何か」、「なぜ、学校で道徳教育をおこなうのか」という問いを出発点として、「考えなくてもよい道徳」、国家と道徳教育、公的領域と私的領域など、多彩な観点から議論が展開され、最終的には道徳科に期待する（すべき/できる）ことに言及されるという、非常に射程の広い内容であった。したがって、そうした多彩な論点の中から道徳の複数性にのみ焦点化した本稿は、松下氏の講演に対するコメント論文としては限定的な内容となってしまうことを予め明記しておきたい。このような限定的な内容をコメント論文として提出する理由は、もちろん、この道徳の複数性という観点が今後の道徳教育の理論的・実践的展開において非常に重要な役割を果たすだろうと期待されるからである。

もっとも、松下氏は2018年に開催された九州教育学会第70回大会のシンポジウムにおける報告の中でも道徳の複数性に言及しており、そこでは道徳の複数性としてリベラリズム道徳、共同体道徳、ケア（責任）の倫理という3つの体系が挙げられていた³⁾。ただし、この3つの体系では、価値の明確化が示した個人の価値観のような問題については取り扱うことができないのではないかという懸念もある。

そこで本稿では、リベラリズム道徳、共同体道徳、ケア倫理に、価値の明確化の根本原理である価値相対主義ないしは主観主義を加えた4つの道徳体系を、日本の学校教育において取り扱うべき道徳の複数性として措定する。そして、この4つの道徳体系の特質や関係性を道徳的正しさという観点から整理してその特徴の明確化を試みる。さらに、松下氏の報告とは多少異なる主張となるが、リベラリズム道徳に分類される討議倫理学が松下氏の言う反省的道徳として最も適切であることを明示したい。最後に、道徳の複数性を踏まえることで、道徳授業にどのような変化が起り得るか簡単に素描することで、道徳の複数性に着目する意義について論じる。なお、本稿は2022年6月に開催された日本道徳教育方法学会第28回大会において発表した自由課題研究の内容に加筆修正を加えたものであることを附記しておく。

1. 道徳の複数性への注目

日本道徳教育方法学会の第3回オンラインセミナーにおいて松下氏は、道徳の複数性として「伝統的道徳」と「リベラリズム道徳」を取り上げた。伝統的道徳とは、集団や関係性に定位

した道徳であり、互助・互恵、思いやり・共感、集団への貢献といったいつの時代や社会にもあるものだという。松下氏によれば、「家族愛」「思いやり」「礼儀」「感謝」等の学習指導要領の内容項目とされるものも、この伝統的道徳に分類されるという。これに対して、リベラリズム道徳とは、個人に定位した道徳であり、自由、平等、公正、権利といった普遍的な価値をめざす道徳のことであるという⁴⁾。

先述したように、松下氏はこのオンラインセミナー以前にも、2018年11月17日に開催された九州教育学会の公開シンポジウムにおいて、道徳の複数性について言及している。このシンポジウムの報告の中で松下氏は、「民主主義社会の公教育が考慮する必要がある道徳」として、リベラリズム道徳、共同体道徳、ケア（責任）倫理の3種類を基本的なものとして挙げ、その特徴を以下のように説明している⁵⁾。

①リベラリズム道徳

自由・権利をあらゆる人に平等に保障しようとする正義重視の立場や、自由がもたらす混乱を阻止しようとする安全重視の立場。よきもの・正しいものを歴史や社会を俯瞰する視点から眺め、普遍的な価値をめざす、個人に定位した道徳。

②共同体道徳

善悪正邪をめぐる相互の行為期待・役割期待について共同体内で暗黙のうちに合意された道徳。過去の経験から継承された集合的知恵を拠り所とする、集団に定位した道徳。

③ケア（責任）の倫理

他者への思いやりや配慮の倫理や、他者の声や物語に耳を傾けようとする応答責任の倫理。個々異なる人間や事象にできるだけ接近しようとする、関係性に定位した倫理。

そして、松下氏は、上記①～③の道徳・倫理が原理的には相容れないことを指摘した上で、「道徳的問題を一挙に解決してくれる究極的な原理や万能の方法はない」、「道徳的問題の解決のためには、問題の性質に応じて多様な道徳的視点からのアプローチが必要」であり、「①～③の道徳・倫理のうちの一つをすべての状況や事例に適用しようとする、いずれの道徳・倫理も時に暴力的なものに反転する」と指摘している⁶⁾。

道徳の複数性に関する松下氏の指摘は基本的に賛同できるものである。ただし、その上で、松下氏が九州教育学会シンポジウムで言及した3つの道徳・倫理に、本稿では価値の明確化が依拠する価値相対主義ないしは主観主義を加えることとする。すなわち、本稿では学校教育において取り扱うべき道徳として、リベラリズム道徳、共同体道徳、ケア倫理、価値相対主義（又は主観主義）を考察の対象とし、本稿において道徳の複数性と述べる時はこの4つの道徳の基本原則をさすものとする。この4つの道徳の基本原則とそれに依拠した道徳教育理論を整理すると表1のようになる。

2. 道徳哲学における道徳体系の対立

道徳の複数性を道徳哲学や倫理学における論争的対立と捉えれば、それは全く珍しいことではない。たとえば、定言命法で有名なカントの道徳哲学は功利主義とは全く別の道徳体系の構築をめざして打ち立てられたものであり、カントの流れをくむロールズの正義論と、リベラリズム道徳に対する批判的な立場を展開したマッキンタイアの共同体主義の対立など、道徳哲学の対立の事例は枚挙に遑がない。

だが、こうした論争的対立は道徳授業の展開や教材解釈のレベルにおいてどれほど意識されてきたのだろうか。つまり、道徳教材に描かれた道徳問題のなかに、根本的に異質な道徳の体系が複数存在しているという道徳の複数性が意識されることはなかったのではないか。もちろん

表1 道德の複数性を構成する道德の体系とその道德哲学及び道德教育理論

道德の体系	道德哲学のレベル		道德教育のレベル	
	道德哲学	主な論者	道德教育理論	主な論者
リベラリズム 道德	カント道德哲学 ロールズ正義論 討議倫理学	カント ロールズ ハーバーマス	モラルジレンマ 合意をめざす道德 教育	コールバーグ
共同体道德	共同体主義 (コミュニタリ アニズム) 徳倫理学	マッキンタイア サンデル	品性教育	リコーナ
ケア倫理	ケアリング理論	ノディングス ギリガン	ケアリング理論	
価値相対主義	価値相対主義 主観主義 カウンセリング 理論	ロジャーズ	価値の明確化	ラス ハーミン

ん、厳密に言えば、道德授業方法論においてインカルケーションと価値の明確化、そしてモラルジレンマという論争的対立は存在している。また、ローレンス・コールバーグの道德性発達理論に対してキャロル・ギリガンがケア倫理の観点から批判したことも有名である。林泰成も、「コールバーグの理論もギリガンの批判もともに取り入れて、道德教育の実践に生かす手だてを考えるべき」であり、「教育実践の観点から考えると、道德教育をなにも唯一の倫理思想や道德教育論に依拠させる必要はない」と明確に指摘している⁷⁾。したがって、繰り返しになるが、道德教育理論においても道德の複数性という視点は決して新しい主張ではない。

しかしながら、インカルケーションによる授業が一般的であったため、現実には資料や教材の中に道德の複数性を見出す必要性が感じられなかったのではないだろうか。また、価値の明確化の資料は価値の明確化の視点でのみ取り扱われ、モラルジレンマはモラルジレンマの視点でのみ取り扱われることが当然とされていたため、1時間の道德授業の中では、複数の道德体系の対立は問題化されなかったのではないだろうか。そして、学習指導要領の内容項目については、こうした道德の複数性など存在せず、あたかも単一の道德体系として理解されてきたのではないか。松下氏がオンラインセミナーにおいて「お母さんのせいきゅう書」に言及したとき、ようやく道德の複数性が授業実践レベルで意識され、共同体道德（伝統的道德）とリベラリズム道德の原理的対立が実感されたのである。

3. 正しさを問題とする道德の原理的体系 — リベラリズム道德と共同体道德 —

リベラリズム道德と共同体道德はともにそれぞれの「正しさ」という観点を有している。しかし、その「正しさ」の観点には決定的な違いが存在する。

(1) リベラリズム道徳

「リベラリズムとは何か」という問いは、非常に答えにくい問いなのだという。たとえば、リベラリズムは、政党の特色を色分けする「リベラル」とは異なる意味内容をさし示す言葉である。また、盛山和夫は『リベラリズムとは何か』という著書の中で、日本語における「リベラリズム」と「自由主義」という用語は使い分けがなされており、それぞれ含みこむ思想や学説が異なるのだと述べている⁸⁾。

その盛山は、1971年に出版されたロールズの『正義論』以前のリベラリズムの特徴として、政治哲学者グレイがまとめた「個人主義」「普遍主義」「平等主義」「改良主義」という4点を紹介している⁹⁾。そして、ロールズの『正義論』以降のリベラリズムを特徴づける「主要なテーゼ」としては、「文化と善の構想に対する中立性」（政治権力はすべての文化や人々の善の構想に対して中立でなければならない）、「権利基底主義」（社会の規範的構造は、誰にとっても否定しがたい権利というものを基底に組み立てられなければならない）、「善に対する正（正義）の優位」（社会の道徳性を表す価値としての「正義」は、異なる個人や文化の「善」を超える）、「個人福祉に奉仕する社会」（社会とは第一義的に個人の福祉（善）に奉仕するためにある）、「コンパートメント化」（人々には社会や他者からの干渉を拒否すべき不可侵の領域がある）、という5点を挙げている¹⁰⁾。

井上達夫は、リベラリズムの基本的価値は自由ではなく正義だと述べ、リベラリズムの訳語も「正義主義」と言った方がいいと述べている¹¹⁾。リベラリズムの基本的価値を正義と捉える井上にとって、『正義論』を著したロールズは「正義をベースにリベラリズムを再建しようとした立役者」¹²⁾だと表現されている。

こうしたリベラリズムの思想を支えとするリベラリズム道徳は、個人の多様な意見の存在を認めつつ、その意見の多様性を存立させるための共通基盤としての正義を重視する立場であると、ひとまずまとめることができるだろう。そして、このリベラリズム道徳の下では、全ての人が平等であり、誰も抑圧や差別などされてはならないという観点も重視される。

カントは自然科学のように一切の例外が存在しない普遍的な道徳法則の確立を求めて、定言命法や立法による自律を提唱した¹³⁾。ロールズも、無知のベールという思考実験を用いて、自らの利益に惑わされず最も配慮すべき立場の者のことを優先して考えることを正義論として打ち立てた¹⁴⁾。「善に対する正の優位」というのはロールズの正義論の基盤となる考えである。ハーバーマスの討議倫理学もカントやロールズに連なるリベラリズム道徳に位置づけられるものであり、ロールズが基盤とする正義をすでにあるものとしてではなく、当事者間の討議によって間主観的に確立しようとするものである¹⁵⁾。

(2) 共同体道徳

共同体道徳とは、その共同体の中で伝統的に善いこととされていることを子どもたちに継承させることを意味している。その意味では、家庭における道徳教育や日常生活における道徳的な判断は、その大部分が共同体道徳と位置づけることが可能となるだろう。こうした伝統を重視する考え方は、道徳哲学の世界では共同体主義として、リベラリズムに批判的な立場をとることで展開されてきた。

共同体主義の代表的論者の一人と目されるマッキンタイア¹⁶⁾によれば、『私は何を行うべきか』との問いに答えられるのは、『どんな（諸）物語の中で私は自分の役をみつけるのか』という先立つ問いに答えを出せる場合だけである¹⁷⁾という。なぜなら、私にとっての善いこととは、私が誰かの息子であり、ある都市の市民で、特定の職業団体の一員で、ある民族に属しているといった社会的同一性の担い手としての善であるからで、「私は、私の家族、私の都市、私の部族、私の民族の過去から、負債と遺産、正当な期待と責務をいろいろと相続しているのである」¹⁸⁾とマッキンタイアはいう。そして、「私がどう生きるべきか」とか私にとっての善さと

は何かという問いに対する答えは、私が個人として自由に選択できるものではなく、予め伝統という文脈の中に存在しているものであり、それゆえ、「私の人生の物語は常に、私の同一性の根源である諸共同体の物語の中に埋め込まれている」¹⁹⁾ のだという。

マッキンタイアは善さや徳について語るが正しさについては語らない。しかし、こうした善さや徳が共同体の伝統という文脈の中に予め埋め込まれているということは、その正当性が共同体の伝統によって保証されているということを示す。そして、このことは共同体主義における善さや徳の正当性がその共同体内での限定的なものであり、その共同体を超えて普遍性を求めることが不可能であるということを示す。善さや徳の正当性がその共同体内に限定的であるということが、共同体主義とリベラリズム道徳との決定的な違いなのである²⁰⁾。

4. 正しさを問題としない道徳の原理的体系 — 価値相対主義とケア倫理 —

価値相対主義とケア倫理では「正しさ」というものが問えない。したがって、これらの道徳体系においては、「正しさ」を求める学習は成立しないことになる。

(1) 価値の明確化の根本原理である価値相対主義

価値の明確化とは、諸富祥彦によれば自己についての意識の明確化をめざすものであり、「自己の明確化」と呼んだ方が正確に理解されるものだという²¹⁾。また、諸富は、価値の明確化の基礎にある哲学として価値相対主義を挙げ、影響を受けた理論としてカール・ロジャーズのカウンセリング理論を挙げている。そして諸富は、価値の明確化とは、各個人の価値観が異なることを認めた上で、各自が「自分にとっての絶対」を求める立場のことだという²²⁾。

価値相対主義という言葉が端的に表しているように、この立場において正しさは存在しない。価値相対主義に従えば、ある人は「Aだ」と考えるが別の人は「Bだ」と考える時、そこには正しさや間違いを指摘することができない。分かりやすい事例が「生き方」についての問題だろう。イチロー選手や松井秀喜選手の生き方から学ぶことは有意義だが、しかし、誰もがイチロー選手や松井選手のように生きるべきだと求めることは明白な間違いである。

価値の明確化においては道徳的な正しさは問えない。伊藤啓一が紹介しているカンニングの事例は、このことを端的に表している²³⁾。それは、普段から何が価値あることかを決めるのは子どもたち自身であると教えている教師の授業で、試験の時にカンニングをしてもいいかどうかを子どもたちが決められるかと尋ねられたとき、教師は「このクラスのテストでカンニングはいけません」と宣言したという事例である。この場合、「あなた方はここ以外の生活の場で、不正直の価値を選ぶ自由がありますが、いつでもそうできるわけではありません。」という教師のセリフが端的に示しているように、カンニングという行為に対して、価値の明確化（価値相対主義又は主観主義）の考え方を適用することが間違いなのである。

この事例は道徳授業について重要な示唆を与えてくれる。すなわち、授業者は授業で扱う教材が価値の明確化（価値相対主義又は主観主義）を適用すべきものか否かについて、事前に教材を検討する必要があるのだ。この判断の基準はやはり、そのことについてすべての人に当てはまるような普遍的な正しさが問えるかどうかなのである。

ただし、価値の明確化が諸富の言うように「自己についての意識の明確化をめざすもの」であり、「自己の明確化」と呼ぶべきものであるならば、それは各個人の価値観のようなものを表しており、主観主義と呼ぶことが適切だと思われるが、紙面の関係から主観主義についての分析は別の機会に委ねることとする。価値相対主義であっても、主観主義であっても、道徳的な正しさを問えないという点では共通している。

(2) ケア倫理

ケア倫理もまた、道徳的正しさが問われない体系である。それは、ギリガンがコールバーグのモラルジレンマを批判した際に、正義についての道徳的推論の体系としてのモラルジレンマに対して、それとは異なる他者への気遣いを基本とする道徳体系を提唱したことから明らかである。先述した林はギリガンとコールバーグの論の違いについて次のように述べている。コールバーグの道徳性発達理論における道徳性が正義と権利の道徳性なのに対して、ギリガンが指摘した道徳性はケアと倫理の道徳性であり、「男性は、普遍的な原理に従って道徳的判断をくだすようになるが、女性は周囲の人々への気配りをしつつ判断をくだすことになると考えられているのである」²⁴⁾。

ケア倫理をさらに展開したネル・ノディングスは、自然的ケアリングと倫理的ケアリングについて次のように説明する²⁵⁾。幼年時代を過ごした人であれば、ケアしてもらったという記憶があるだろう。それが私たちの相互的応答性の根源であり、ケアの根源である。ノディングスによれば、「このケアの根源性があるからこそ、私たちは自発的に別の人の窮状に応答していくのである」。これが自然的ケアリングであり、自然的ケアリングへの動機は「おのずから生じるものであり、他から命ぜられる必要のないものである」とノディングスは説明する。この自然的ケアリングについて林も、「それは自然な感情、あるいは自然に沸き起こる情意的共感でなければならない」ものであり、「ケアリング理論では『かわいそう』という初発の感情によってすべてが導かれると考えられているといっても過言ではないだろう」と述べている²⁶⁾。自然的ケアリングは、それがケアしてもらった経験を源泉とすること、そして、それが自然の感情や自然に沸き起こる自発的な情意的共感であるということから、その行為の正しさが問われるものではないことがわかる。

また、倫理的ケアリングについてノディングスは次のように説明する。「私は～すべきだが、したくない」という状況において、「ケアしたり、ケアされたりした記憶」や「ケアする人としての自分自身のイメージやあるべき姿」に訴えかけることによってその人をケアという行為へと導くものが倫理的ケアリングであり、「ゆくゆくは自然的ケアが復活して、人びとがもう一度相互的で自発的な配慮によって相互交渉していくようにさせること」が倫理的ケアリングの大きな貢献だとノディングスは述べている²⁷⁾。倫理的ケアリングは、「ケアしたり、ケアされたりした記憶」に由来するものであることから、自然的ケアリングを基盤にしており、したがって、自然的ケアリングが正しさを問えないものである以上、倫理的ケアリングもまたその行為の正しさを問えるものではないということになる²⁸⁾。

こうしたケア倫理における正当化の問題について、ノディングスは次のようにも述べている。倫理学において「なぜ私はこのように行動すべきなのか」と問われるとき、その問いは動機づけよりも正当化に、また「その人の人格の外側にある論理に向けられがちである」。しかし、「道徳的な言明は、事実についての言明が正当化される仕方では正当化できない」のであり、「それは、事実や原理からではなく、ケアする態度から導出される」のだという²⁹⁾。ケア倫理において道徳的な言明はケアリングに基づく道徳的観点や態度から生じるものであり、その道徳的観点は正当化できないのだという。というのも、「その道徳的観点はどんな正当化の概念よりも先行している」とノディングスは主張しているからだ³⁰⁾。

さらにいえば、ノディングスはケア倫理の正当化を論証することさえ必要だとは考えていないようだ³¹⁾。

わたしがこれまで言及してきた、この「よさ」は、自然なケアリングの状態についての評価である。わたしは、あることが必然的によいというのを論証しているわけではない。論証したいのは、自然なケアリング—自分の存在が維持されるためによりかかってきた自然なケアリング—は、わたしたちが必然的に「よい」ものとして確認する自然な状態であ

る、ということである。このよさは、感取され、陰伏的にわたしたちの思考を導く。

もつとも、ノディングスはケア倫理がデリダやレヴィナスのいう他者性の倫理学と共通する何かを有していると述べている。それは、「他者がそれ自身の完全性をもって私の意識の中に立ち入ってくるのを許す」ということ、換言すれば、「他者はもはや私が集めた事実の束ではないということ」という意味における他者の受容性だということ³²⁾。他者性の倫理学の観点からケア倫理の正当化が可能かどうかについては、今後の検討課題として残っている。

5. 学校教育におけるリベラリズム道徳の優位性

松下氏は2022年に開催された日本道徳教育方法学会の第3回オンラインセミナーにおいて、道徳科に期待することとして、人権や権利の教育としてリベラリズム教育が不可欠だと述べている。また、道徳の複数性への対応として、それらを調停するための反省的道徳の必要性を主張し、この反省的道徳の実践（教育）こそが道徳科の授業にふさわしいものだ指摘した³³⁾。

松下氏はオンラインセミナーにおいて、反省的道徳を、伝統的道徳とリベラリズム道徳の対立を調停するものと捉えており、「リベラリズム道徳＝反省的道徳」とは捉えていない。しかし、この反省的道徳としての役割に最も適しているのがリベラリズム道徳である。先述した盛山は、リベラリズムについて以下のようにも述べている³⁴⁾。

たとえば、社会学のようないわゆる経験的な社会科学に携わる者であっても、家族、ジェンダー、教育、労働、階級・階層、マイノリティ、少数文化、等々のさまざまな問題領域において、「いかなる制度や政策が望ましいか」という規範的な問題に直面せざるをえない。そのつど、「社会を構成する規範的原理はいかにあるべきか」という問いを自ら引き受けて答える努力をしなければならないのである。その時、この問いに対してすでに一定の熟慮された思考を積み重ねてきているのが、リベラリズムという思想なのだ。われわれは、最終的に受け入れるのであれ、受け入れないとするのであれ、リベラリズムという思想と真剣に格闘することなしには、現代社会について十分に考えることはできないのである。

こうしたリベラリズムの特徴を帯びたリベラリズム道徳のなかでも、とりわけ反省的道徳という役割に適しているのがユルゲン・ハーバーマスの討議倫理学である。

討議倫理学の基本的な考え方は、討議に参加するすべての当事者の同意をとりつけることができるような規範のみが妥当性を要求できるというものである（討議原則）³⁵⁾。討議倫理学では規範の妥当性は真理の客観性と同様に捉えられ、道徳的なある判断や主張について、その判断や主張の妥当性に関する根拠に納得して合意したとき、その当事者間に間主観的な妥当性が成立する。規範の妥当性はその判断や主張にあらかじめ含まれているのではなく、根拠に対する当事者間の合意によって形成される。そして、この討議原則によって妥当性が認められた規範は、ある特定の文化や時代にのみ当てはまるものではなく一般的に妥当するものであり、その意味で普遍的である。したがって、規範が妥当であればその規範はすべての人に強制なく受け入れられなければならないとされる（普遍化原則）。なぜなら、人びとが妥当であると合意することによって、その合意には人々がそれを守らなければならないという拘束力が生まれるからだとハーバーマスは説明している³⁶⁾。

討議倫理学が反省的道徳という役割に適しているというのは、認知主義、普遍主義、形式主義というその基本的前提³⁷⁾によるものである。すなわち、道徳的実践の問題は何らかの根拠をもって決定される（認知主義）。こうした議論によって、参加者はある行為規範が承認可能かどうか判断することができる。それゆえ、討議倫理学は規範の文化相対主義には与せず、各文

化の共存を可能にする普遍的な道徳原理の定式化をめざしている（普遍主義）³⁸⁾。そして、討議倫理学は近代の価値多元主義を踏まえて、何が実質的に正しいのかを示すのではなく、規範が正当化されるための正しい手続きを示すことに自らの役割を限定している（形式主義）。

上記の特徴に加えて、討議倫理学の次のような特徴は、とりわけ道徳科の学習という観点からその優位性が明らかとなる。ハーバーマスは、たんに社会で通用していて事実として承認されているだけの規範と、真の妥当性をもった承認に値する規範を区別しなければならないと主張する³⁹⁾。というのも、社会的に通用している規範であっても、吟味によってそれが不当なものであるという理由が発見される可能性があるからだ⁴⁰⁾。これは、ある規範について、それが社会で通用しているかどうかではなく、当事者（授業の場合は学習者）がそこに妥当性を認められるかどうかを重要であるということを示している。そしてこの観点からすれば、道徳科の学習は、内容項目を裏打ちする伝統的道徳や、道徳的価値についての既存の捉え方、あるいはまた教材に示された状況や関係や行為について、そこに妥当性が認められるかどうかを参加者全員で吟味し確認していく作業だと表現することができる。

ただし、討議倫理学は、あくまでも道徳的な正しさが問える問題（問われるべき問題）についてのみ適用可能なのであって、正しさが問えない問題（問うべきでない問題）についてはケア倫理や価値の明確化を適用すべきである。その意味では、反省的道徳という役割はリベラリズム道徳の1つである討議倫理学だけで果たせるものではなく、厳密に言えば反省的道徳と討議倫理学はイコールではない。しかしながら、これまで論述してきたことから、とりわけ道徳科の学習という場面においては、反省的道徳の役割を主に討議倫理学に期待することができると言えよう。

6. 道徳授業における道徳の複数性の意味 — おわりにかえて —

第3回オンラインセミナーで松下氏も述べていたように、道徳授業においては異なる道徳原理の適用や調停が課題となる。共同体道徳の観点からは自明のことであっても、リベラリズム道徳の観点からはどうかと問い直すという反省的道徳による道徳体系の調停が重要となる。そのために授業者は、道徳学習指導案作成の段階で教材を複数の道徳原理の観点から解釈することを試みて、教材に含まれる道徳的場面に子どもたちをどのように出会わせるか、事前に十分吟味することが必要となる。

たとえば、授業で扱う教材は正しさについて問うべきものなのか、それとも正しさを問うことが適切ではないものなのか。その正しさはなぜ（いかなる理由から）正しいと言えるのか。その正しさはクラスや地域、国を越えて正しいと言えるのか、あるいはその正しさはクラスや地域、国を越えて正しいと言えなければならない問題なのか。授業者の教材分析や学習指導案検討において、こうした観点から考察することも有意義となるだろう。またこうした吟味を授業の中で実際に子どもたちとともにおこなうことで、「考え、議論する道徳」において深い学びが可能となると言える。さらに、討議倫理学の反省的道徳としての役割を活用して、常識として捉えてきた共同体道徳について、今一度その妥当性を吟味することは、道徳科の1つの学びのモデルとなり得るのではないだろうか。なぜなら、内容項目に示されている常識的な道徳的価値について、それが社会において共有されているからという理由で無批判的に重要視するのではなく、その妥当性を改めて吟味して学ぶことは、実際には伝統的な道徳的価値の否定だけに帰結するのではなく、その妥当性を確認することで伝統的な道徳的価値の意義を再認識することができるからである。

もちろん、道徳的な問題は常に正しさが問えるわけではない。自分の生き方についての価値観や、他者に対する思いやりの心は、価値の明確化の観点やケア倫理の観点から問題に迫ることが適切である。こうした道徳の複数性における適用の問題が、教師にとっても子どもたちに

とつても、道徳授業における重要な学習活動となるだろう。そしてまた、オンラインセミナーにおけるフロアからの意見にもあったように⁴¹⁾、道徳的な問題に対して複数の道徳体系を適用する練習だけでなく、こうした道徳体系の特徴や意義について学ぶことも道徳授業における学びとして必要になるといえるだろう。

注

- 1) 松下良平「公教育としての道徳教育に期待すること ― 何について『考え、議論する』のか ―」日本道徳教育方法学会『道徳教育論叢』第1号、2023年。
- 2) 上地完治「オンラインセミナー報告」日本道徳教育方法学会「ニューズレター」第13期第8号（PDF版）、2022年4月10日発行、1-2頁。
- 3) 松下良平「道徳を再発見する教科へ ― アンラーン（unlearn）という課題 ―」九州教育学会編『九州教育学会研究紀要』第46号、2019年。
- 4) 松下、前掲、2023年、72-73頁。
- 5) 松下、前掲、2019年、25頁。
- 6) 同上。
道徳・倫理の暴力的な反転については、別のところでも松下は以下のように述べている。
今日たとえば、自由や安全を偏重する類のリベラリズムの道徳が、それにふさわしい領域や場面以外のところでも過信されることによって、暴力性をあらわにすることはめずらしくない。けれども、多様な道徳がうまく組み合わせられて、適所で用いられれば、それぞれの弱みが後景に退き、強みや利点が前面に立ち現れてくる。道徳の真理はいわば多様な道徳のあいだに存在するのであり、道徳の複数性こそが道徳をより道徳的なものにするのだ（松下良平「道徳科構成原理論 Ver.1.0」教育哲学会編『教育哲学研究』第112号、2015年、26頁）。
- 7) 林泰成「正義とケアリング」林泰成編著『ケアする心を育む道徳教育 ― 伝統的な倫理学を超えて ―』北大路書房、2000年、23頁。
- 8) 盛山和夫『リベラリズムとは何か ― ロールズと正義の論理 ―』勁草書房、2006年、7-8頁。
- 9) 同上、6頁。
- 10) 同上、230-234頁。
- 11) 井上達夫『リベラルのことは嫌いでも、リベラリズムは嫌いにならないでください ― 井上達夫の法哲学入門 ―』毎日新聞出版、2015年、10頁。
- 12) 同上、17頁。
- 13) イマヌエル・カント（宇都宮芳明訳・注解）『道徳形而上学の基礎づけ』以文社、1998年。
- 14) ジョン・ロールズ（川本隆史・福間聡・神島裕子訳）『正義論（改訂版）』紀伊國屋書店、2010年。
- 15) ハーバーマスの討議倫理学については以下を参照。ユルゲン・ハーバーマス（清水多吉・朝倉輝一訳）『討議倫理』法政大学出版局、2005年。ユルゲン・ハーバーマス（三島憲一・中野敏男・木前利秋訳）『道徳意識とコミュニケーション行為』岩波書店、2000年。
- 16) 一般に共同体主義者（コミュニタリアン）の代表的論者として、サンデル、マッキンタイア、テイラー、ウォルツァーが挙げられるが、彼ら自身は自らのことをそのように表現してはいないという（スティーヴン・ムルホール、アダム・スウィフト（谷澤正嗣、飯島昇藏ほか訳）『リベラル・コミュニタリアン論争』勁草書房、2007年、viii頁）。
- 17) アラスデア・マッキンタイア（篠崎榮訳）『美德なき時代』みすず書房、1993年、265頁。
- 18) 同上、270頁。

- 19) 同上、271 頁。
- 20) もっとも、マッキンタイアは「あらゆる思考は、ある伝統的な思考様式の文脈の内部で行われ、その伝統の中でそれまで思考されてきたものの限界を、批判を通して超越していく」（同上、272 頁）と述べており、伝統という概念をその共同体の内部からより良いものへと修正されるものと捉えている。この点についてはさらに検討する必要がある。
- 21) 諸富祥彦『道徳授業の革新—「価値の明確化」で生きる力を育てる—』明治図書、1999 年（初版 1997 年）、32-33 頁。
- 22) 同上、41 頁。
- 23) 伊藤啓一『統合的道徳教育の創造—現代アメリカの道徳教育に学ぶ—』明治図書、1991 年、69 頁。
- 24) 林、前掲、20 頁。
- 25) ネル・ノディングス（宮寺晃夫監訳）『教育の哲学』世界思想社、2006 年、311-312 頁。
- 26) 林、前掲、24 頁。
- 27) ノディングス、前掲、312 頁。
- 28) 日本における先行研究においても、ケアリングが正当性を問えないということが次のように指摘されている。ケアリングの倫理が倫理的行為を原理的な推論や判断から切り離して、自然な欲求にのみ基礎づけるのであるかぎり、こうした行為の倫理性を正当にとらえることはできない。こうして、包括的な道徳性を説明するためにケアリングの倫理には、正義の原理的道徳とのかかわりについてより明確であることが要請される（梁貞模「ケアリングの倫理と道徳教育の方法」林泰成編著『ケアする心を育む道徳教育—伝統的な倫理学を超えて—』北大路書房、2000 年、83 頁）。
- 29) ネル・ノディングス（立山善康・林泰成・清水重樹・宮崎宏志・新茂之訳）『ケアリング 倫理と道徳の教育—女性の観点から—』晃洋書房、1997 年、147-148 頁。
- 30) 同上、148 頁。
- 31) 同上、78 頁。
- 32) ノディングス、前掲、2006 年、325-326 頁。
- 33) 松下、前掲、2023 年、77-78 頁。
- 34) 盛山、前掲、10 頁。
- 35) ハーバーマス、前掲、2005 年、7 頁。
- 36) ハーバーマスは次のように述べている。「聞き手が話し手によって提示された保証を信頼すると、話されたことの意味に含まれているところの、相互行為の帰結にとって重要な義務づけの力が、効力を発揮するのである」（ハーバーマス、前掲、2000 年、98 頁）。
- 37) 同上、191-192 頁。
- 38) 普遍主義と形式主義の説明については以下も参照した。野平慎二『ハーバーマスと教育』世織書房、2007 年、143 頁。
- 39) ハーバーマス、前掲、200 頁。
- 40) 同上、102 頁。
- 41) 上地、前掲、3 頁。